

# 各都道府県における 個別通知の先行事例集

令和7年1月

こども家庭庁成育局母子保健課取りまとめ

## 本事例集について

### 目的

- 本事例集は、都道府県において、支給対象者を把握している場合に、補償金等の支給対象になりうる旨を個別に通知すること(以下「個別通知」という。)について、旧優生保護法補償金等支給法の立法趣旨を踏まえ、各都道府県が個々人の置かれている状況等に応じて、適切な実施を検討いただけるよう、先行して個別通知を実施した都道府県にご協力をいただき、こども家庭庁が事務的に事例を取りまとめるものです。
- 各都道府県においては、本事例集も参照しながら、個々人の置かれている状況等に応じて、個別通知の適切な実施を検討いただくよう、お願いいたします。
- なお、本事例集は、旧優生保護法一時金支給法が施行されていた間に、実施された事例を取りまとめるものであり、個別通知の適切な実施を検討する際には、現行法令に留意いただきながら、本事例集を参照いただくよう、お願いいたします。

### 目次

- 山形県における取組 .....2
- 兵庫県における取組 .....4
- 鳥取県における取組 .....5
- A県における取組 .....7

# 山形県における「個別のお知らせ」の取組

～旧優生保護法一時金支給に際して～

## 1. 「個別のお知らせ」の概要・事業の背景

### 事業の背景

#### 課題

1

対象者の多くは障がいのある方で、また、高齢化も進んでいることから、一般的な周知・広報だけでは一時金支給制度について認知できない可能性あり。

2

プライバシー保護の観点から一律に通知だけを発出するような方法は好ましくない。

#### 対応

1

一時金請求の対象者に対して、「個別に」きめ細かなお知らせを行うことで、申請機会を付与する。

2

対象者ご本人の状況に留意しながら「個別に」対応を検討し、実際の取組みはあくまでも可能な範囲でケースバイケースで進める。

### 概要

○ 山形県では、広く県民への周知・広報を図るとともに、県保有の過去の優生手術記録をもとに、市町村の協力を得て、対象者の現住所等の情報を収集・整理。

○ 上記の結果、生存・住所等が確認できた71名について、県の担当者が入所施設等を直接訪問し、一時金支給制度の周知を図る取組（**個別のお知らせ**）を令和元年度より開始。

※具体的な手法や流れは次頁に記載のとおり。

⇒ 令和6年10月現在で12名の方に「個別のお知らせ」を実施。

# 山形県における「個別のお知らせ」の取組

～旧優生保護法一時金支給に際して～

## 2. 「個別のお知らせ」の流れ



<p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県担当者は対象者の入所施設を訪問し、施設長に対して一時金支給制度の内容と対象者をお知らせする</li> <li>● 施設長から対象者の現況（障がいや理解の程度、家族の状況等）について情報提供をいただく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象者本人に伝達可能であると判断した場合は本人への伝達を決定</li> <li>● 対象者本人への伝達が難しい場合には、成年後見人や親、兄弟姉妹等への伝達を検討（親・兄弟姉妹の状況やその関係性等に配慮）</li> </ul>	<p>以降は、「個別のお知らせ」が可能と判断した場合のみ対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県担当者は対象者本人や成年後見人等と直接面談し、一時金支給制度の内容と受給対象者となる可能性がある旨を伝える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別のお知らせ後の流れは通常の請求と同様</li> </ul>
<p><b>留意事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設入所者の家族等に対して一時金支給制度に関する一般的な周知が可能な場合には、併せてチラシの送付などをお願いしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県担当者は施設長と打合せや相談を重ね今後の対応について慎重に検討</li> </ul> <p>（場合によってはこの段階でお知らせを断念するケースもある）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あくまでも個別に制度の内容をお知らせするもので、請求を<sup>しょうよう</sup>慫慂するものではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 請求書の記載・診断書の取得に施設の協力を得るケースもある</li> </ul>	

# ○ 兵庫県における取組

平成 30 年 10 月 26 日 兵庫県 記者発表 (参考)

## 旧優生保護法に関する資料及び個人記録の保有状況について

標記の件について、下記の通り調査を実施し、調査結果がまとまりましたので報告します。

- 1 調査期間 平成 30 年 8 月 20 日 (月) ~ 10 月 19 日 (金)
- 2 調査場所
  - (1) 県政資料館
  - (2) 県関連部署  
健康福祉部書庫、健康福祉事務所、教育委員会関連課書庫等
  - (3) ひょうごこころの医療センター
- 3 発見された資料
  - (1) 個人が特定された資料
    - ① 都道府県優生保護委員会補助申請書 (県政資料館保管資料、1 名特定)
    - ② 昭和 26 年度優生手術委託費及び都道府県優生保護審査会補助金の精算について (県政資料館保管資料、22 名特定)
    - ③ 手術記録のあるカルテ  
(ひょうごこころの医療センター保管資料、46 名特定のうち 4 名は①②と重複)

区分	件数	備考	計
ひょうごこころの医療センター	46	—	46
県政資料館	23	4 件は①②と重複	19
計	69	△4	65

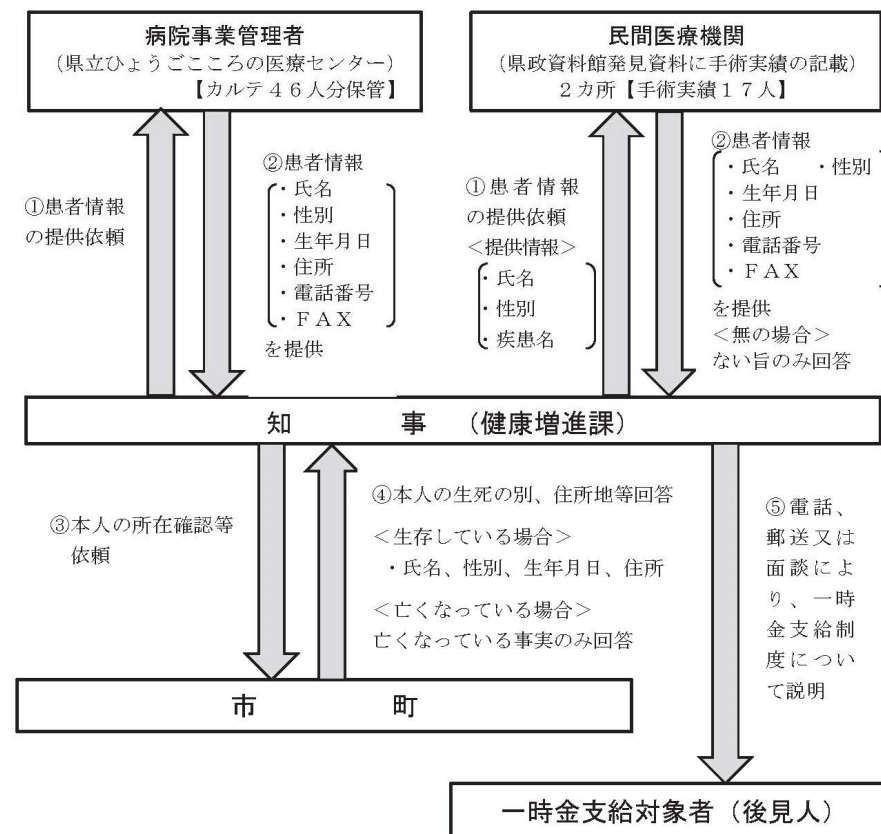
※ 個人が特定された 65 名については、同意不要の手術ですが、同意の有無については不明です。

令和元年 8 月 9 日 (金) 兵庫県 記者発表資料

## 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方で、 個人名が判明している方への個別通知について

優生手術を受けた方で、個人名が判明している方に対して、個別に通知を行うために必要な情報 (住所等) をこころの医療センター等から収集等することについて、情報公開・個人情報保護審議会に諮問していたところ、8 月 9 日付けで適当である旨の答申を得ました。

つきましては、下記の通り、ご本人に旧優生保護法一時金支給制度の説明を行うための手続きを進めます。



# ○ 鳥取県における取組

## 鳥取県における旧優生保護法に基づく被優生手術者調査実施要綱

平成 30 年 5 月 10 日  
鳥取県福祉保健部  
子育て王国推進局子育て応援課

### (目的)

第1条 昭和23年から平成8年まで施行された旧優生保護法(昭和23年法律第156号。以下「法」という。)により実施された優生手術について、鳥取県(以下「県」という。)が保有する資料や記録に記載された被優生手術者(以下「当事者」という。)と面談し、体調不良など困っておられることを聞き取り、可能な支援を行うとともに、県独自の支援策の検討を行うため、当事者の現住所等について市町村の協力を得ながら調査を行う。なお、面談を行うにあたっては、国の動向等を情報提供し、訴訟を希望する方については弁護士等へつなぐなど適切な支援も行う。

### (調査範囲)

第2条 県が保有する当事者に関する個人情報を基に県が面談等により調査を行う。  
2 調査を行う過程で、これまで県が保有していなかった情報を入手した場合は、これまで県が保有していた情報に追加する。

### (県が保有する個人情報の取り扱い)

第3条 県は、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)に規定する実施機関以外のものに対して県が保有する個人情報を提供するときは、あらかじめ条例第8条第2項により鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。  
2 県は、当事者に関する個人情報(要配慮個人情報を含む。)を本人以外の者から収集するときは、あらかじめ条例第7条第5項により鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

### (市町村への協力依頼)

第4条 県は、前条による鳥取県個人情報保護審議会の了承が得られた後、その保有する個人情報を市町村に提供し、当事者の現住所等の提供について協力依頼を行う。  
2 県は、当事者等と面談を行うに際し、市町村職員の同行について協力依頼を行う。

### (障がい者団体並びに障がい者支援施設及び医療機関等への協力依頼)

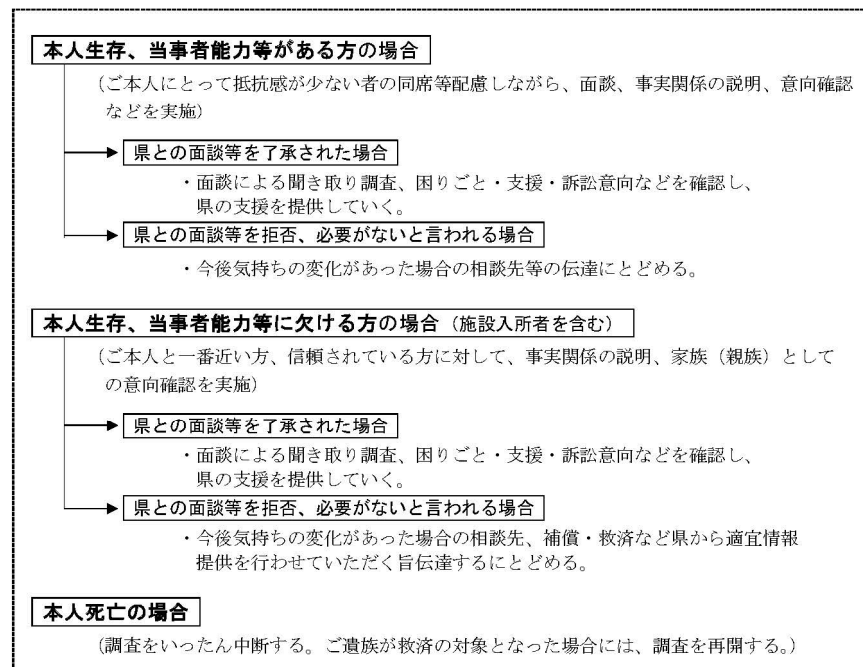
第5条 県は、当事者に関する所在情報等を調べるため、第3条による鳥取県個人情報保護審議会の了承を経たうえで、必要に応じて障がい者団体並びに障がい者施設及び医療機関等へ協力を依頼する。

### (調査の流れ)

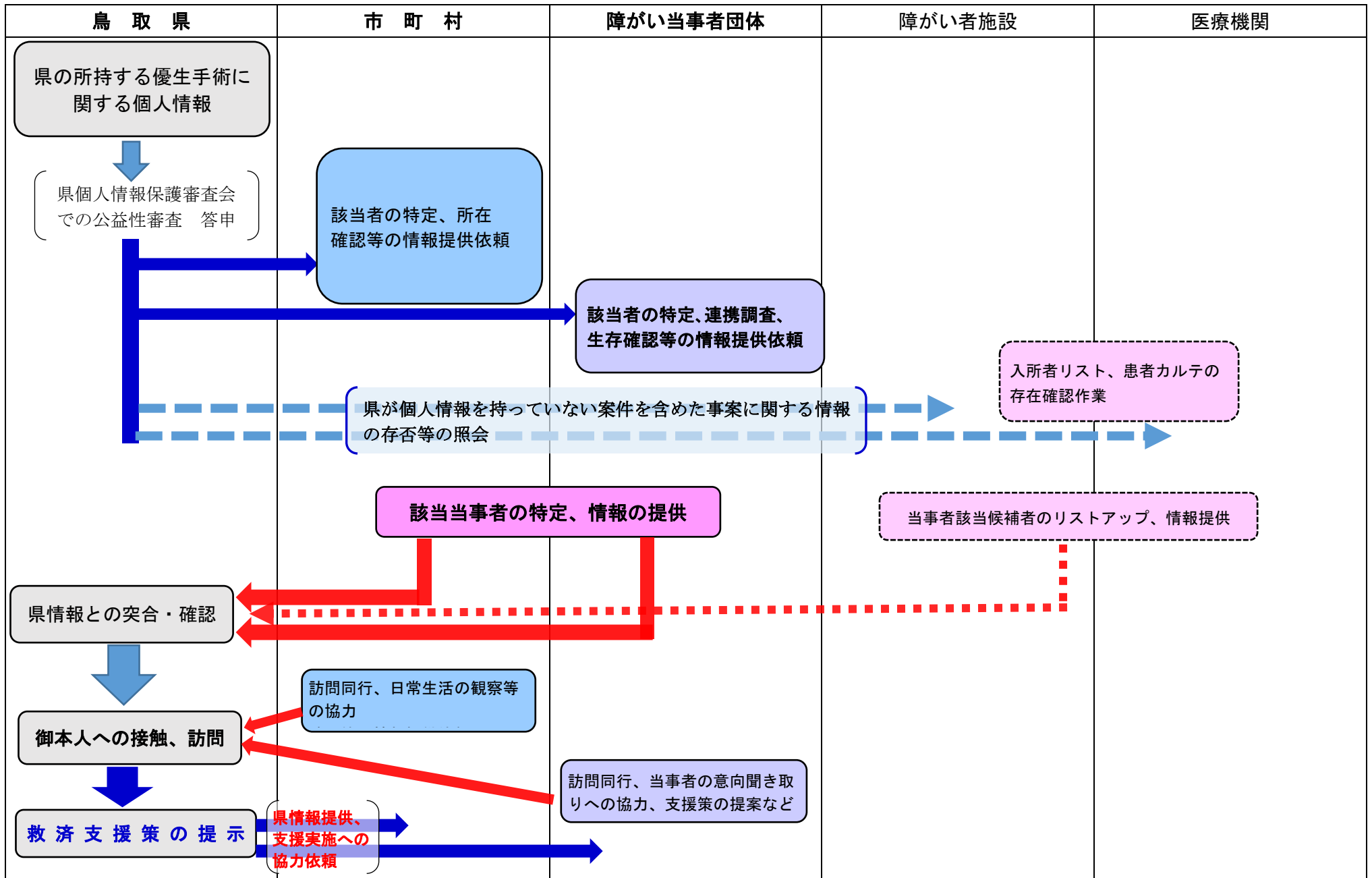
第6条 調査は別紙の流れで実施するものとする。

## 被害者に係る実態調査の進め方

○当事者として特定ができた方への接触・面談にあたっては、当事者それぞれの状況に十分に配慮しながら、事前に県・市町村によるケース会議のような打ち合わせを行い、適切な接触方法や面談場所、方法、面談者などを固めたのち、必要最低限の人員で実施する。



## 旧優生保護法に基づく優生手術被害者の実態調査の実施の流れ





## ○ A県における取組

### 旧優生保護法一時金に係る対応について（自治体名:非公表）

#### 相談受付以外の対応について

#### <一時金制度成立前>

##### ○記録の調査

- ・ 県出先機関、民間障害者支援施設、医療機関等へ優生手術を受けたと推測される記録がないか調査を実施し、記録を収集。
- ・ 調査の結果、優生手術を受けた可能性がある方数十名の氏名が判明。

#### <一時金制度成立後>

##### ○施設等への訪問、周知広報

- ・ 厚労省の通知（「個別に通知することは、慎重に考えるべき」）を踏まえ、個別通知は実施せず。
- ・ 但し、優生手術の記録を保有していた施設等を訪問し、施設職員を通して制度案内を実施する等、個々の事情に配慮して対応。
- ・ 手術に関する相談を電話などで寄せた方に対し、職員が施設や自宅に直接出向いて制度の説明を実施する等、請求について支援を行った。
- ・ その他広く、施設、医療機関、市町村等へ制度周知のパンフレットを送付。

##### ○公用申請による所在確認と個別案内

- ・ 旧優生保護法一時金支給法を根拠として、市町村に戸籍等の公用申請を実施し、新たに所在が判明した方に対し、個別に一時金制度を案内する取組等を実施した。